

令和 5 年度除雪計画

1 主旨

道路は、常時一般の通行に供するものであり、特に積雪時における主要交通路、民生の安定上欠くことのできない路線及び通学路の確保は今日強く要請されているところである。これらの道路交通を確保するため、除雪を行い、生活の利便を確保し民生の安定に寄与する。

2 除雪期間

令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の間

3 除雪基準

(1) 車道除雪

新雪が **15cm 程度** の場合に作業を行う。ただし、10cm を超えてなお降雪があり 15cm に達すると判断できる場合にも作業を行う。

- ・作業開始の指示は、原則として町より行う。
- ・作業開始連絡は午前 3 時頃とし、通学路及びバス路線等の一次除雪区間を午前 7 時までに完了し、二次除雪区間の終了を午後 5 時までとする。
- ・除雪幅は、概ね 2 車線を確保する。なお、待避所がある箇所は事前に確認し、除雪を行う。
- ・平常時にあっては、路線上に 5cm 以上残雪を残さない。
- ・豪雪時にあっては、異常降雪後 2 日以内に車道を確保する。

(2) 歩道除雪

- ・連続降雪後、歩道上の積雪深が 15cm 程度の場合作業を行う。
- ・残雪深を 5cm 程度とし、除雪幅 1.0m 以上を確保する。

(3) 凍結防止

- ・山間部の急峻な坂道や橋梁に凍結防止剤を備え付ける。

(4) その他

- ・**午前 3 時以降** に除雪基準に達した場合の取り扱いについては、**順次作業開始の指示** を行うものとし、原則、作業終了時間が **午後 8 時までに** 終了できる範囲を指示により行う。

4 除雪対象路線及び順位

(1) 対象路線

- ・別紙「南部町除雪計画図」参照

(2) 順位

- ① 主要道路
- ② 通学路(一部歩道)
- ③ 公共施設に通じる路線
- ④ 集落間の連絡路